

件名	愛媛県障害者雇用促進のための県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例				
主管課	税務課				
根拠法令等	地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項				
<p>【改正の概要】</p> <p>障害者の雇用促進を図るための県税（個人事業税・法人事業税）の特別措置について定めた標記の条例について、次のとおり一部改正したうえで条例の適用期限を3年間延長する。</p> <p>適用期間を延長する。</p> <p>法人の場合 （現行）平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度 （改正案）平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間に開始する各事業年度</p> <p>個人の場合 （現行）平成20年から平成22年までの各年 （改正案）平成23年から平成25年までの各年</p> <p>雇用障害者数の基準となる事業年度を改正する。</p> <p>法人の場合 （現行）平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に開始する最後の事業年度 （改正案）平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する最後の事業年度</p> <p>個人の場合 （現行）平成19年 （改正案）平成22年</p> <p>対象事業者を判定する「常時雇用する労働者数」の算定において「短時間労働者」を算入するよう改正する。</p> <p>下記【その他参考事項】の、制度の概要1 参照</p>					
施行日	公布の日				
<p>【その他参考事項】</p> <p>制度の概要</p> <p>1 対象となる事業主 障害者の雇用を拡大した事業主（次の要件に該当していることが必要） 常時雇用する労働者数が55人以下であること。 適用対象事業年度（年）の雇用障害者数が基準事業年度（年）の雇用障害者数を超えること。</p> <table border="1" data-bbox="363 1664 1396 1852"> <tr> <td>適用対象事業年度（年）</td> <td>この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 （法人にあっては事業年度、個人にあっては年）</td> </tr> <tr> <td>基準事業年度（年）</td> <td>上記のとおり</td> </tr> </table> <p>雇用保険の適用事業の事業者であること。</p> <p>2 軽減内容 現行税率の1/2を軽減する。 ただし、軽減税額は、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円を限度とする。</p>		適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 （法人にあっては事業年度、個人にあっては年）	基準事業年度（年）	上記のとおり
適用対象事業年度（年）	この条例の規定の適用を受けようとする事業税の課税標準を算定する期間 （法人にあっては事業年度、個人にあっては年）				
基準事業年度（年）	上記のとおり				